

第1 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

仮貯蔵等の承認申請に対する承認を行うときは、次の事項に留意し、危険物の性質、周囲の状況等の実態から判断して、火災予防上及び消防活動上支障のないようにする。

1 一般的事項

(1) 「承認」とは、一般的禁止行為を特定の場合に解除する行政行為であり、「許可」と実質的に同義である。

(2) 法定期間（10日）終了後、反復して仮貯蔵等を行わない。ただし、次の場合は更新が可能であり、再度承認申請を必要とする。

ア 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが適当と認められる場合

（例 危険物の入荷が10日以上遅れ、承認期間に危険物が仮貯蔵されなかった。）

イ 前後の承認の間に連続性がない場合

ウ 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等運用基準が適用された場合以外の災害復旧現場

エ その他仮貯蔵等を反復して行うことがやむを得ないと消防長又は消防署長が認めた場合

(3) 承認の条件

ア 場所の安全性

交通の支障にならず付近に火気を使用する設備等、周囲に可燃性の物件等がないものとする。住宅の用に供するもの、学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設から適当な距離を有している。

イ 危険物の単位

制限はないが、当該危険物の品名、場所の面積、周囲の状況等をかんがみ判断する。

ウ 期間

10日以内とする。期間の決定は、具体的な諸条件で決定される。

（例1 付近で行事等により多人数が集まり、通行することが予想される日は避ける。）

（例2 港の岸壁で仮貯蔵等を行う場合、船舶の入港を考慮する。）

エ その他

仮貯蔵等の方法、湿度、風速等の気象条件、その他火災予防上必要な事項を考慮する。

危険物施設として法第11条の許可を受けている場所では、仮貯蔵等の承認はできない。ただし、火災予防上支障がなく、消防長又は消防署長が必要と認める場合は除く。

(4) 承認の単位

ア 数箇所に分散して仮貯蔵等がされる場合、相互の距離が近接する場合は一の承認案件とする。

イ 屋内の仮貯蔵等は、原則として一棟に一とする。

ウ 同一の場所で同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合は、これを包括して一の承認案件とする。

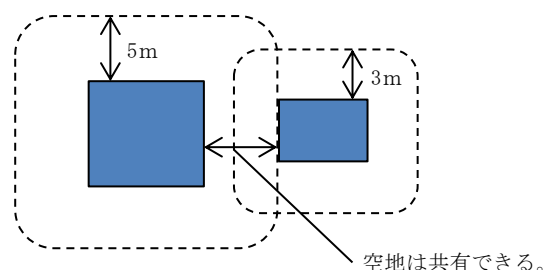
2 屋外において行う仮貯蔵等の基準

(1) 仮貯蔵等は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所で行う。

(2) 仮貯蔵等は、ロープ又はさく等で周囲を区画するか、白線等（排水溝を設ける場合は、排水溝とすることができる。）で明示する。

(3) 仮貯蔵等の周囲には、仮貯蔵等を行う危険物の数量に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地を確保する。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵する場合、又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより安全であると認める場合はこの限りでない。

(4) 2以上の仮貯蔵等を隣接して設置する場合、その相互の空地は大なる方をもって当該空地とすることができる（第1-1図参照）。



第1-1図 空地の設置方法

(5) 仮貯蔵等をする場所は、危険物が直接公共用下水道等に流出するおそれのない場所

とするか、又は流出しないよう適当な措置を講じた場所とする。

(6) 類を異にする危険物は、同一の場所において仮貯蔵しない。

(7) 屋外において、第1類、第2類（硫黄を除く。）、第3類、第4類（特殊引火物に限る。）及び第5類の危険物は、仮貯蔵等しない。

3 屋内において行う仮貯蔵等の基準

(1) 仮貯蔵等を行う場所は、原則として壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に特定防火設備又は防火設備を設けた専用の建築物又は室とする。

(2) (1)の専用の建築物又は室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。

(3) 類を異にする危険物は、同一の室において仮貯蔵をしない。ただし、危規則第39条の規定の例による場合は、この限りでない。

(4) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定による。

4 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

危政令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じる。

5 消火設備

貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備をその能力単位の数値が建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するように設置する。

6 標識、掲示板

周囲の見やすい箇所に、次により設置する。

(1) 「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」の標識

(2) 仮貯蔵等期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物の性質に応じた注意事項（火気厳禁、禁水等）及び管理責任者を表示した掲示板

(3) 標識、掲示板の大きさ及び危険物の性質に応じた注意事項については、危規則第17条及び第18条の規定の例による（第1－2図参照）。

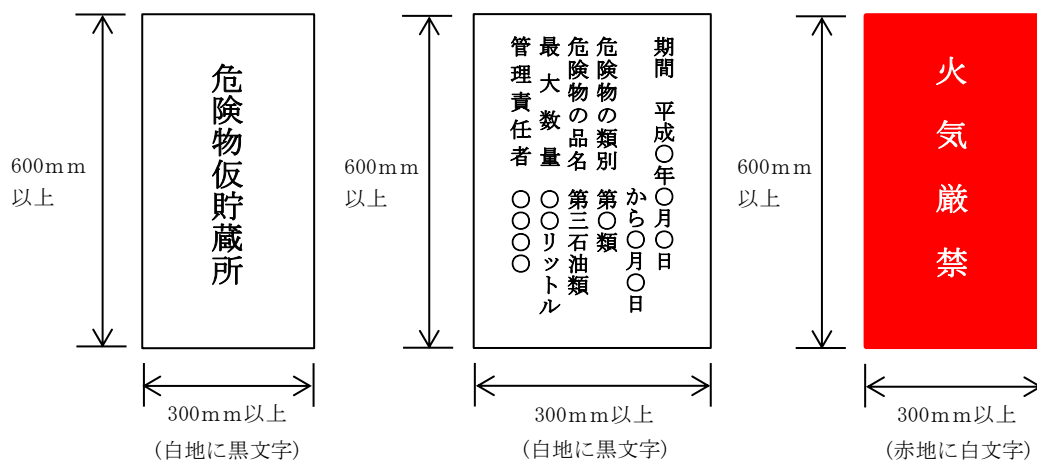


図 1 - 2 図 標識・掲示板の例

7 仮貯蔵等期間中の火災予防に関する事項

- (1) 仮貯蔵等の場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等、関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じる。
- (2) 仮貯蔵等の場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かない。
- (3) 仮貯蔵等の期間中は、危険物以外の物品を貯蔵しない。
- (4) 管理責任者は、適宜巡回し、異常の有無及び（１）から（３）までを確認する。

8 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等において、当該危険物の取り扱い作業に危険物取扱者を立ち合わせるように指導する。◆

9 承認申請書添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 工程表等
- (2) 全体配置図又は周囲の状況図（敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図）
- (3) 建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の配置図
- (4) 建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造図（計算書を含む。）
- (5) 電気設備の概要図
- (6) 消火設備の概要図
- (7) その他必要と認めるもの

10 タンクコンテナによる仮貯蔵の基準は、「タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵について」（平成４年６月１８日消防危第５２号通知 一部改正：令和４年１２月１

3日消防危第275号通知)による。

1.1 地下タンクの定期点検に伴う危険物の抜取り等

(1) 地下タンク貯蔵所

定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所の地下タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。この場合において、仮取扱いと仮貯蔵が一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

(2) 製造所又は取扱所

定期点検に伴い、製造所若しくは取扱所の地下タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合又は当該製造所若しくは取扱所に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認を要しない。ただし、当該製造所又は取扱所以外の場所に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認が必要である。

1.2 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの申請について

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成25年10月3日消防災第364号・消防危第171号、別紙1）により運用する。